

令和5年度メンタルヘルス対策等取組概況

山梨労働局

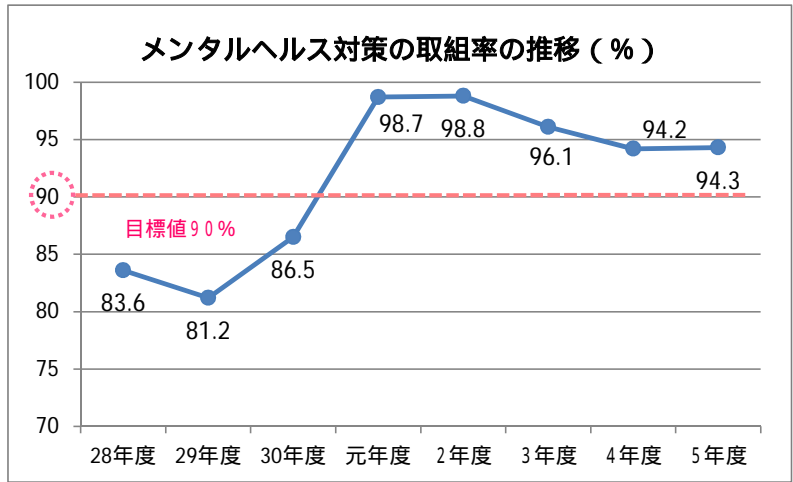
山梨労働局管内の労働者数50人以上の事業場から提出された「令和5年度安全衛生管理活動実施計画書」及び「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を集計し、以下のとおりメンタルヘルス対策等の推進状況結果をまとめた。

山梨労働局 全体	対象事業場数 (注1)	安全衛生管理活動実施計画			ストレスチェック実施状況(注2)	
		提出事業場数	メンタルヘルス対策 取組事業場数	取組率	実施事業場数	実施率
	996	839	791	94.3%	826	82.9%

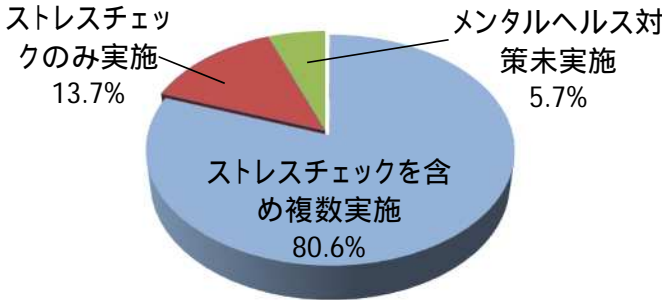
(注1) 対象事業場数は、令和5年3月時点の数値から、その後、廃止又は労働者数が50人未満になった事業場数を除いたもの。
 (注2) 実施事業場数は、上記対象事業場が令和5年12月末までに「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出してきたもの。

1 メンタルヘルス対策の実施状況(「安全衛生管理活動実施計画書」より)

メンタルヘルス対策は、平成27年の法改正により労働者50人以上の事業場にストレスチェックの実施が義務付けされる等、メンタルヘルス対策の推進が図られている。
 令和5年度の「安全衛生管理活動実施計画書」の提出があった839事業場(提出率84.2%)のうち791事業場(94.3%)で、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいた。



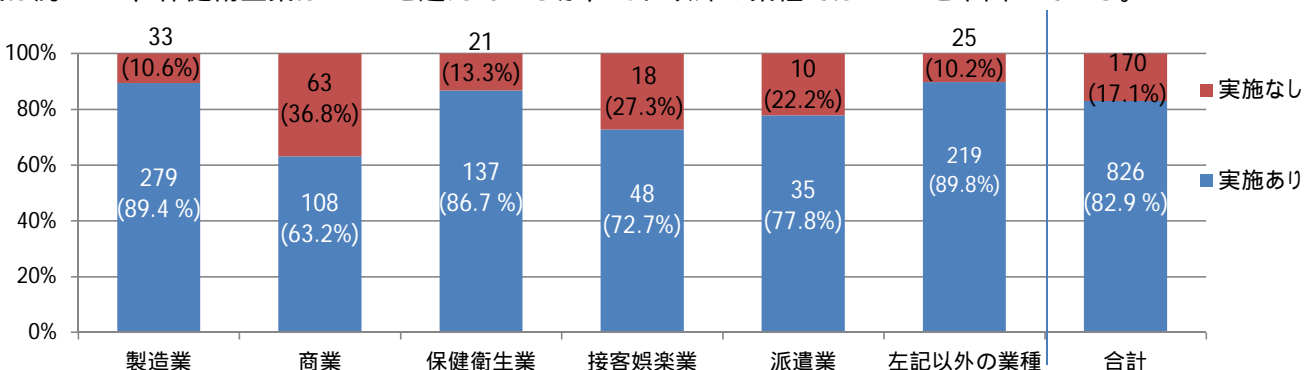
令和4年度の安全衛生管理活動実施計画書によるメンタルヘルス対策の実施状況(839事業場)



「メンタルヘルス不調による休業者あり」の事業場は256事業場(30.5%)。詳細は「4 メンタルヘルス不調による休業者の状況」参照)。
 また、無料で利用できる山梨産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策支援の利用希望事業場は10事業場(1.2%)。

2 主な業種別のストレスチェック実施状況

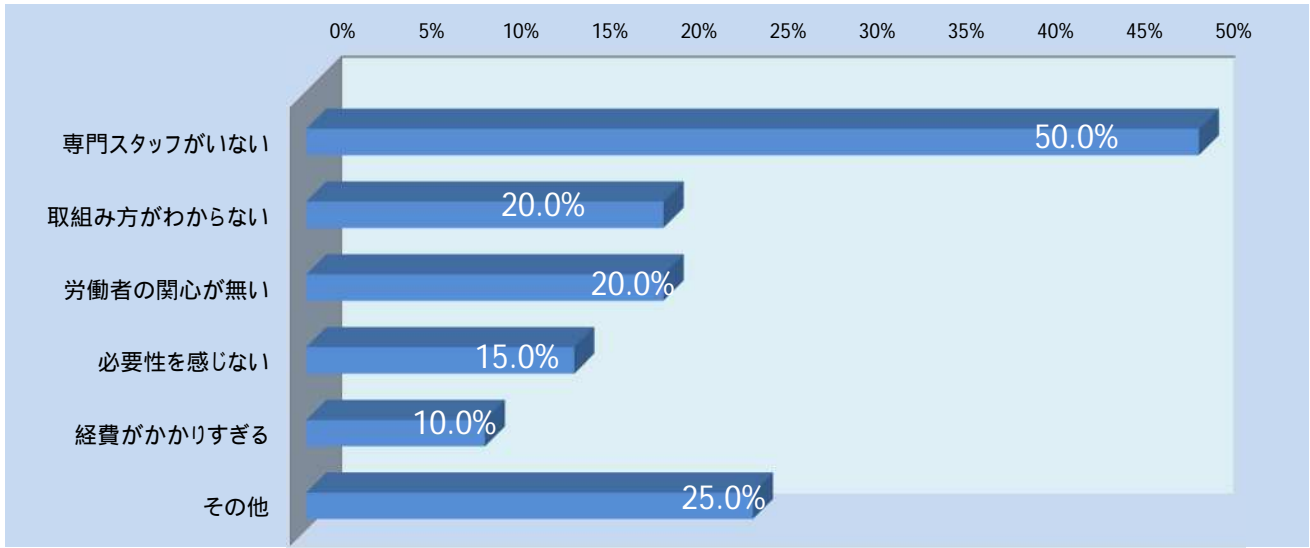
労働者数50人以上の事業場(996事業場)におけるストレスチェックの実施状況を業種別に見ると、製造業は約90%、保健衛生業は80%を超えているが、それ以外の業種では80%を下回っている。



(注) 令和5年12月末までに「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を監督署に提出した事業場を集計。

3 メンタルヘルス対策に取り組む際の問題点

「安全衛生管理活動実施計画書」でメンタルヘルス対策を実施するにあたり障害となっている理由について、回答のあった20事業場が挙げたのは、「専門スタッフがない」（10事業場）、「取り組み方がわからない」（4事業場）、「労働者の関心がない」（4事業場）、「必要性を感じない」（3事業場）、「経費がかかりすぎる」（2事業場）であった。（複数回答あり）

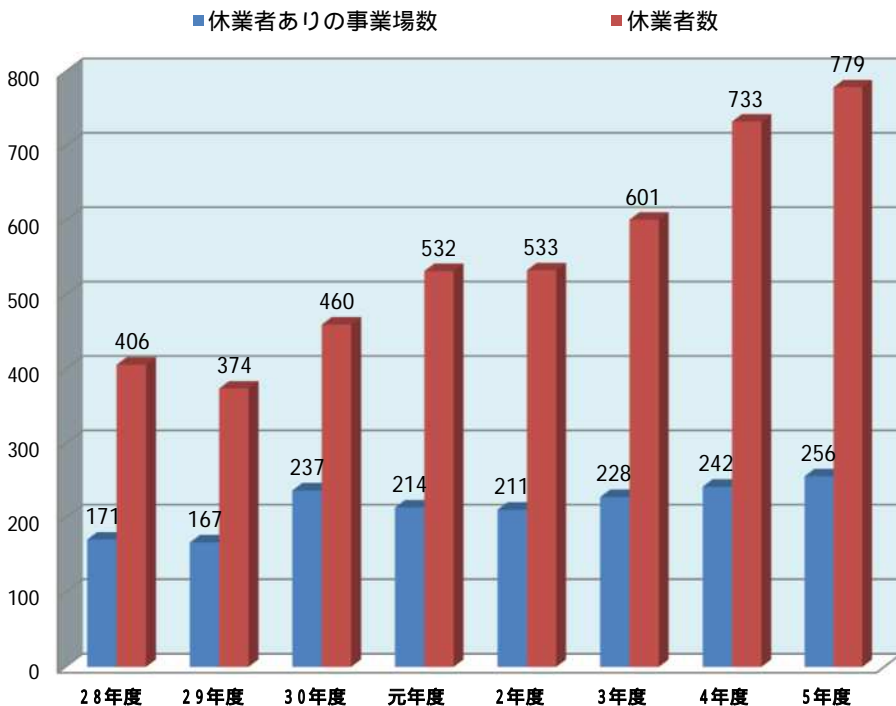


4 メンタルヘルス上の理由による休業者の状況

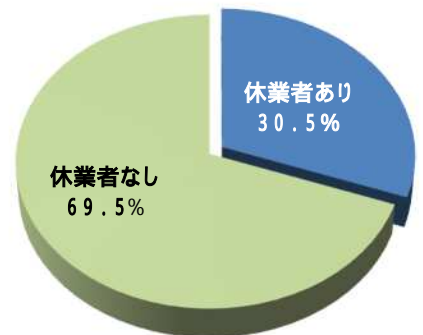
「安全衛生管理活動実施計画書」でメンタルヘルス不調による休業者が「あり」と回答した事業場は256事業場（30.5%）となっている。また休業者数の合計は779人で、近年で最も多くなった。

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画書提出事業場数	884	929	854	774	732	794	807	839
休業者数合計	406	374	460	532	533	601	733	779
休業者あり事業場数	171	167	237	214	211	228	242	256
休業者あり事業場割合	19.3%	18.0%	27.8%	27.6%	28.8%	28.7%	30.0%	30.5%

メンタル不調による休業者ありの事業場数及び休業者数



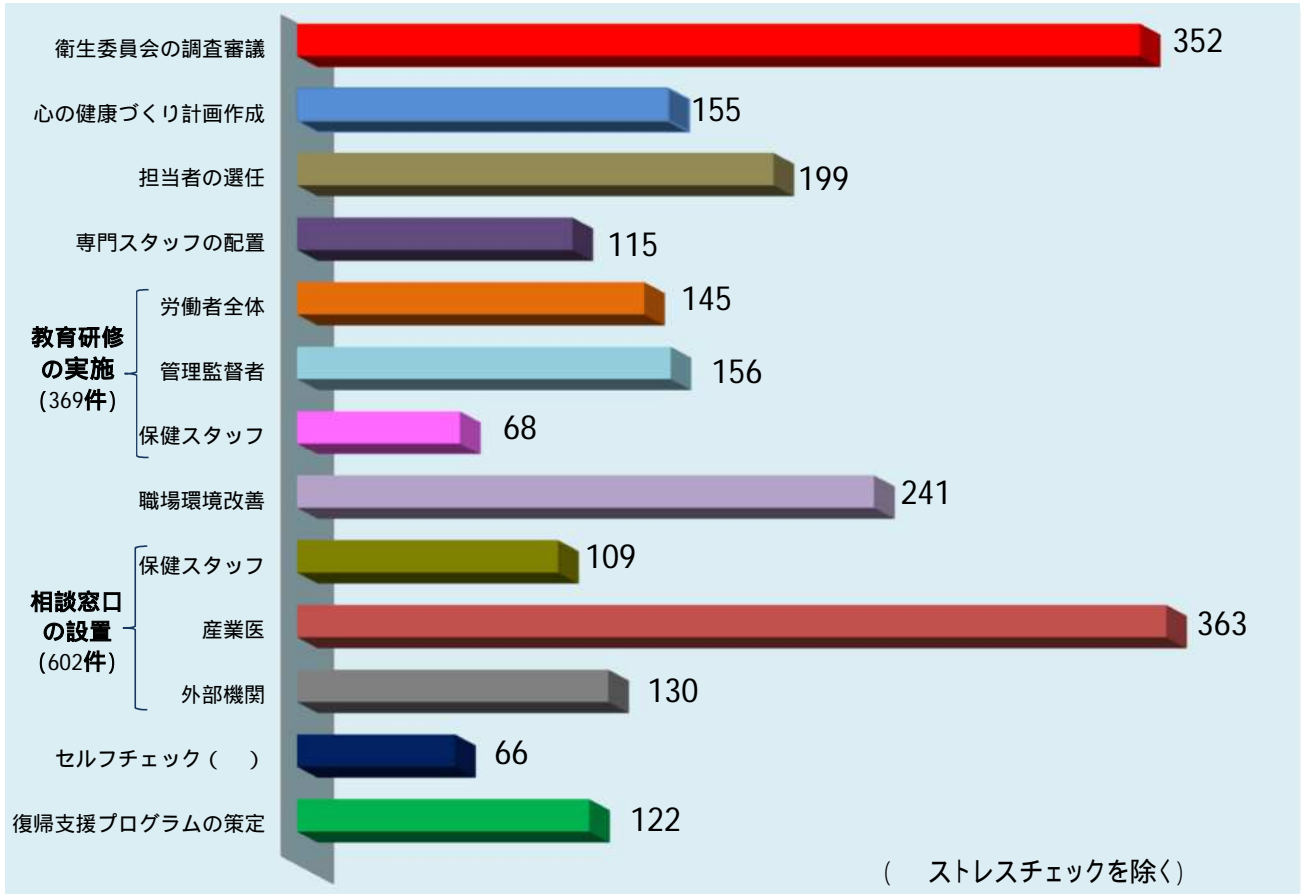
メンタル不調による休業者がいる事業場の割合(令和5年度)



5 メンタルヘルス対策の取組内容状況

「安全衛生管理活動実施計画書」に記載された取組内容を多い順に見ると、「相談窓口の設置」、「教育研修の実施」、「衛生委員会の調査審議」、「職場環境改善」、「担当者の選任」、「心の健康づくり計画作成」、「職場復帰支援プログラムの策定」、「専門スタッフの配置」、「セルフチェック」となっている。また「教育研修関係」では、「管理監督者」が最も多くなっているほか、「相談窓口関係」では、「産業医」が最も多くなっている。

メンタルヘルス対策への取組内容（複数回答）



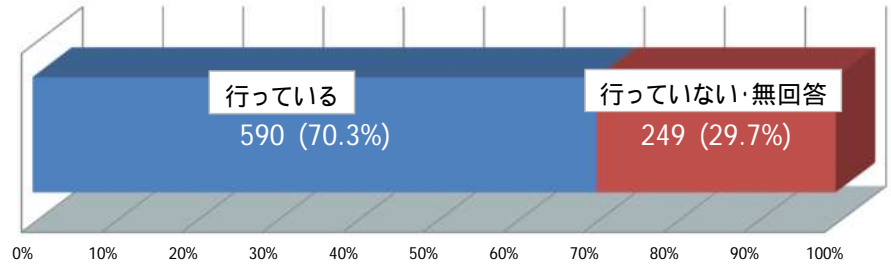
6 長時間労働者に対する面接指導の実施状況

「安全衛生管理活動実施計画書」を提出した事業場のなかで、長時間労働者の健康障害防止対策の樹立に関し安全衛生委員会等で調査審議を行っているとは回答したのは70.3%、長時間労働者に対する面接指導の実施体制があると回答したのは77.4%であった。また、面接指導の実施体制の具体的内容は「自己の労働時間を確認できる仕組み」が最も多く、次いで「申出窓口の設定」、「面接指導の申出様式の作成」等の順となっている（複数回答あり）。

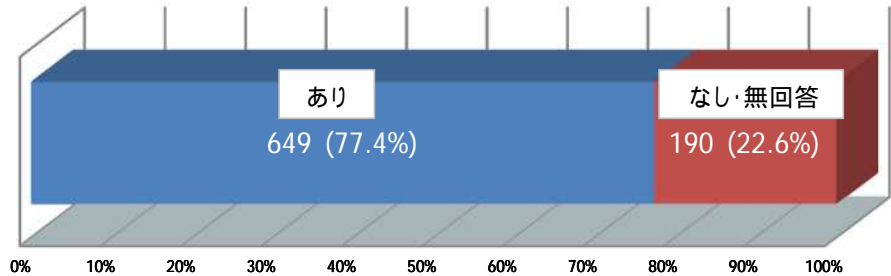
一方、過去1年間において長時間労働者に対する面接指導を実施した事業場は115事業場（実施人数1,363名）で、面接指導の実施体制ありと回答した事業場の17.7%であった。

全体	面接指導の調査審議 している	面接指導の実施体制 あり	実施体制の具体的内容 (複数回答)			月の時間外・休日労働が80時間超の労働者に対する労働時間の通知 あり	面接指導の対象者の選定基準 (複数回答)			面接指導の実施 あり	実施人数
			自己の労働時間を確認できる仕組み	申出様式の作成	申出を行う窓口の設定		月100時間超えの研究開発業務及び高度プロフェッショナル制度対象労働者	月80時間超え、かつ申出のあった労働者	事業場独自の選定基準該当者		
839	590	649	462	212	458	505	18	474	213	115	1,363

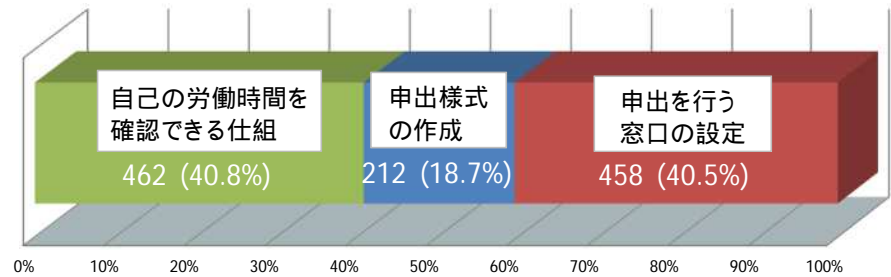
(1) 安衛委員会等において
面接指導に関する調査
審議を行っているか



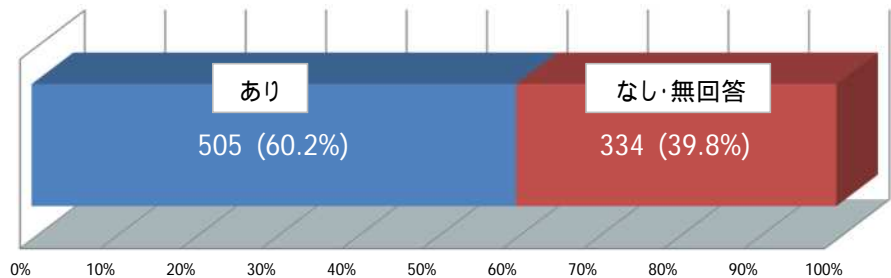
(2) 面接指導の実施体制は
あるか



(3) 面接指導の実施体制の
具体的内容は何か
(複数回答あり)

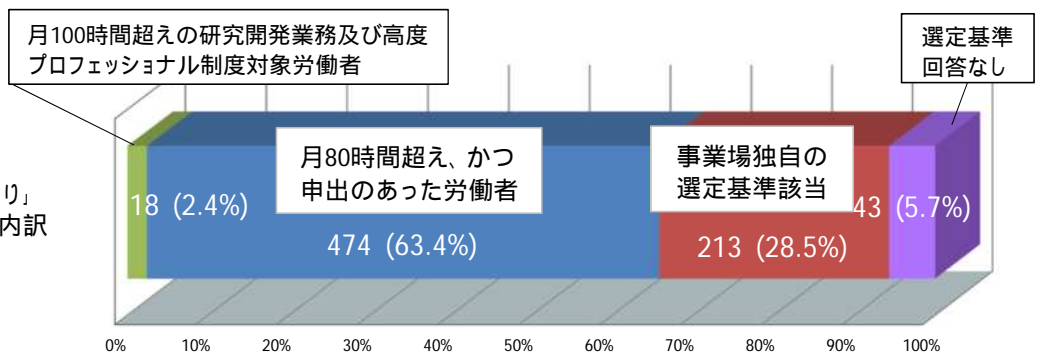


(4) 月の時間外・休日労働が80
時間超の労働者に対する労働
時間の通知



(5) 面接指導対象者の
選定基準

「面接指導の実施体制あり」と
回答した649事業場の内訳
(複数回答あり)



(6) 令和4年度における
面接指導の実施の有無

「面接指導の実施体制あり」と
回答した649事業場のうち
実際に面接指導を実施したのは
115事業場(1,363名に実施)

